

## 秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、秋田県沖合海域における動力漁船（総トン数5トン未満の船舶に限る。）によるいか釣り漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和6年3月8日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

（操業期間）

- 1 いか釣り漁業の操業期間は、毎年5月1日から翌年2月末日までとする。  
（操業の承認）
- 2 いか釣り漁業を営もうとする者は、別に定めるいか釣り漁業指示取扱要領により船舶ごとに秋田海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）の承認を受けなければならない。  
（承認の有効期間）
- 3 前号の承認の有効期間は、秋田県内に住所を有する者にあつては3年以内（令和6年5月1日又は承認の日のいずれか遅い日から令和9年4月30日まで）、秋田県外に住所を有する者にあつては1年以内（各年5月1日又は承認の日のいずれか遅い日から翌年の4月30日まで）とする。  
（根拠地（陸揚港））
- 4 根拠地（陸揚港）は、次の中から2港以内を選定するものとする。ただし、県内に住所を有する者はこの限りではない。  
八森港 船川港（椿港を含む。） 秋田港 平沢港 金浦港  
（船団の編成等）
- 5（1）第2号の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、都道府県又は漁業協同組合ごとに船団を編成しなければならない。  
（2）船団の責任者は、速やかに、船団名簿及びその事務所の所在地を本委員会に届け出なければならない。当該届出事項に変更があつた場合も、同様とする。  
（漁獲成績報告書の提出）
- 6 操業者は、漁期終了後、速やかに、漁獲成績報告書を本委員会に提出しなければならない。  
（操業上の制限）
- 7 操業の場合、次の事項を遵守しなければならない。
  - （1）漁獲物は、本委員会が承認した根拠地（陸揚港）以外の地に陸揚げしてはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
  - （2）集魚灯の光力は、合計180キロワットを上限値とする。
  - （3）定置網の周囲2,000メートル以内において操業しないこと。
  - （4）他種漁業の操業を妨げないこと。
  - （5）操業上の協定事項を遵守すること。
  - （6）操業期間中承認章旗及び標識を当該船舶の見やすい箇所に掲示するとともに、承認証を船内に備え付けておくこと。（指摘事項等の遵守）
- 8 操業者は、前号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。  
（指摘違反に対する取扱い）
- 9 漁業秩序の確立を図るため、前号の指摘に違反した漁船があつた場合には、承認を取り消すことがある。  
（指示の有効期間等）
- 10 この指示の有効期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとする。